

正副会長会議 次 第

□日時 令和 5 年 12 月 14 日（木）15：00～16：30
□会場 さいたま市「すこやかプラザ」3階「団体交流室」

1 開 会 15：00～

2 部会報告

3 協議事項

- (1) 令和 6 年度理事会・評議員会について
- (2) 令和 6 年度県外視察研修について
- (3) 令和 7 年度関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会について
- (4) 令和 6 年社会福祉関係者新年賀詞交歓会について

4 報告事項

- (1) 次回開催および今後の予定について

1 月正副会長会議

令和 6 年 1 月 18 日（木）13：30～ 団体交流室

5 閉 会

協議事項（1）

令和6年度理事会・評議員会について

令和 6 年度 理事会・評議員会 開催案について

1. 5 月理事会・定時評議員会について

〔令和 5 年 3 月中に理事・監事・評議員の推薦書提出を
各市町村民児協会長に依頼〕

- 5 月 9 日 第 183 回理事会

- ① 参与の推薦
- ② 事業報告書・決算書の承認

- 5 月 27 日 第 172 回評議員会

- ① 参与の推薦
- ② 事業報告書・決算書の承認
- ③ 理事・監事および評議員の選任
※ 3 月に各市町村民児協会長宛て依頼した
推薦書に基づく

- 5 月 27 日 第 184 回理事会

- ① 正副会長の選任
※臨時招集のため、理事に欠席がいと開催不可

2. 7月理事会・評議員会について

- 7月11日 第185回理事会
 - ① 代表理事選出ブロック理事推薦同意
 - ② 代表理事選出市町村評議員推薦同意
- 7月25日 第173回評議員会
 - ① 代表理事選出ブロック理事選任
 - ② 代表理事選出市町村評議員選任

3. 10月理事会・評議員会について

- 10月30日 第186回理事会
 - ① 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について
- 11月12日 第174回評議員会
 - ① 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について

4. 3月理事会・評議員会について

- 3月12日 第187回理事会
 - ① 事業計画書・収支予算書の承認
- 3月28日 第175回評議員会
 - ① 事業計画書・収支予算書の承認

【協議事項概要】

① 事業報告書・決算書の承認

- 理事会の承認と定時評議員会の開催を2週間あける。
- 県への補助金申請の添付書類となるため、承認は5月中。

② 理事・監事および評議員の選任

- 令和6年度は全役員が任期満了を迎える。
- 新たな役員の推薦は市町村の民生委員（会長含む）が権利を有する。
- 任期満了に伴う役員の変更については、現職の役員の所属市町村からのみ後任を推薦できる。（＝役員の区分変更ができない）

【役員選任過程】

- 3月の理事会・評議員会において、任期満了について説明。推薦書の提出依頼を各市町村会長宛てに依頼、主任児童委員部会長・常務理事の推薦書は寺田会長に作成を依頼。
- 5月定時評議員会において、理事・監事・評議員の承認。
※現会長のブロックは候補者が1名あふれる。
- 定時評議員会を一時休会。承認された理事・監事に対して寺田会長が理事会の開催を要請、全員の同意をもって理事会を開催、会長・副会長・常務理事の選定。
- 定時評議員会を再開。会長・副会長・常務理事の選定を報告。
- 会長選出ブロックの理事補充選任について、当該ブロックで協議のうえ候補者をその場で決定。会長選出市の評議員と併せて補充選任の書面決議を依頼する旨、評議員会に報告。
※重任であれば3月時点の推薦書を利用可能。
また登記に必要な書類も配布、書面決議と併せて返信用封筒にて提出を依頼。
- 6月中に書面決議を実施し、役員決定。登記手続きを行う。

一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会 評議員、理事及び監事の選任並びに会長、 副会長及び常務理事の選定に関する要綱

評議員、理事及び監事候補者の推薦並びに評議員、理事及び監事の選任並びに会長、副会長及び常務理事の選定は、下記によることとする。

記

A 評議員、理事及び監事候補者の推薦

I 候補者

- 1 理事候補者及び監事候補者を、市町村の民生委員・児童委員が評議員会へ推薦することができる。ただし、この法人の会長（以下「会長」という。）は、主任児童委員部会部会長及び常務理事候補者を理事候補者として評議員会へ推薦することができる。
- 2 評議員候補者を、市町村の民生委員・児童委員が評議員会へ推薦することができる。なお、会長が選定された市町村においては、評議員候補者1人を加えることができる。

II 推薦方法

- 1 民生委員・児童委員の委嘱期間満了の年（以下「一斉改選の年」という。）の翌年1月に補欠選任を行う場合
 - (1) 一斉改選の年の11月
一斉改選の年の11月末日をもって民生委員・児童委員を辞任する評議員、理事又は監事（会長は、除く。）は、「（翌年）1月評議員会の終結のときをもって（評議員・理事・監事）を辞任する。」旨の「別紙1 辞任届」を会長に提出する。
 - (2) 一斉改選の年の12月以降
 - a 市町村民児協会長会議の開催
【市町村民児協会長会議】
全市町村（さいたま市を除く。）の民生委員・児童委員協議会会長会議（以下「市町村民児協会長会議」という。）を開催し、その会議において補欠候補者を選定する。

なお、市町村民児協会長会議における選定手順と進め方については、「別記 選定手順と進め方」のとおりとする。

別記 選定手順と進め方

- あ 市町村民児協会長会議は、会長が主催し、その会議の議長となる。
- い 議長は、参加者のうちから会長1人及び東西南北各ブロック

から各 2 人の合計 9 人を選定委員に指名する。

（市町村民児協会長会議を一時休会とする。）

う 会長が選定委員長となり、「別表 評議員、理事及び監事選任・選定区分」により、補欠候補者の選定を行う。

- ※ ・ 選定委員は、東西南北各ブロックごとに選定作業を行う。
- ・ 東西南北各ブロックごとの選定作業が終了した選定委員は、選定結果を選定委員長へ報告する。
- ・ 報告を受けた選定委員長は、選定結果を補欠候補者と変更がない者に分けて整理する。

この場合において、評議員、理事及び監事について、（変更がない者）＋（補欠候補者）の数は、①会長、副会長及び常務理事の辞任がないとき、②副会長又は常務理事の辞任があるとき及び③会長の辞任があるときのいずれの場合も

評議員数は、46人

理事数は、17人以内（うち1人は会長であり、2人は主任児童委員会部会長及び常務理事である。）

監事数は、3人

とする。ただし、理事の補欠候補者の選定に関しては、会長である理事、主任児童委員会部会長である理事及び常務理事である理事を除く13人について調整をするものとする。

（市町村民児協会長会議を再開する。）

え 選定委員長は、東西南北各ブロックごとに選定結果を議長へ報告する。

お 報告を受けた議長は、評議員、理事及び監事の補欠候補者が東西南北各ブロックの代表民生委員・児童委員の名で評議員会へ推薦される旨会議に説明し、了承をとって閉会する。

か 監事候補者については、現職の監事の過半数の同意を得る。

- b 理事、監事又は評議員の補欠候補者に係る評議員会への推薦
東西南北の各ブロックの代表民生委員・児童委員の名で、それらの候補者を評議員会へ推薦する。

（3） 一斉改選の年の翌年1月以降

（必要がある場合）会長は、理事候補者として、主任児童委員会部会長1人又は常務理事候補者1人を評議員会へ推薦する。

（4） 一斉改選の年の翌年1月の会長選定理事会閉会后

- a 会長は、会長及び理事に関する辞任届を「別紙2 辞任届」により会長へ提出する。この場合において、辞任の日は、「会長」についてはこの会長選定理事会の日付けで、「理事」については後任の会長が推薦された市町村を含むブロックからの補欠理事を

選任する評議員会の日付けとする。

- b 後任の会長が推薦された市町村を含むブロックの民生委員・児童委員が、当該ブロック内の評議員の内から、辞任した会長である理事の後任として理事候補者1人をこの1月の評議員会へ推薦する。この場合において、理事候補者として推薦された者は、評議員を同日付けで辞任する旨の「別紙2 辞任届」を会長へ提出する。

(5) 一斉改選の年の翌年1月の評議員会閉会后

後任の会長が選定された市町村の民生委員・児童委員が、当該市町村から前記(4)で辞任した評議員の後任の評議員候補者として1人を当該市町村民生委員・児童委員協議会を通じて、評議員会へ推薦する。

2 任期満了に伴い選任及び選定を行う場合

(1) 評議員が任期満了となる時

任期満了の年の3月

当該評議員が候補者として推薦されたそれぞれの市町村の民生委員・児童委員が、それぞれ当該評議員の次期候補者として1人、当該市町村民生委員・児童委員協議会を通じて定時評議員会へ推薦する。

(2) 理事及び監事が任期満了となる時

a 会長に変更がないとき

- ・ 任期満了の年の3月

会長を含めた理事（主任児童委員部会部会長である理事及び常務理事である理事は、除く。）14人及び監事3人について、それぞれの市町村の民生委員・児童委員が、それぞれ理事（会長については、理事として）及び監事の次期候補者として1人、当該市町村民生委員・児童委員協議会を通じて定時評議員会へ推薦する。

監事候補者については、現監事の過半数の同意を得ておく。

- ・ 任期満了の年の4月

会長は、次期の理事候補者として主任児童委員部会部会長1人及び常務理事候補者1人を定時評議員会へ推薦する。

b 会長に変更があるとき

- ・ 任期満了の年3月

理事（会長である理事、主任児童委員部会部会長である理事及び常務理事である理事は、除く。）13人及び監事3人について、それぞれの市町村の民生委員・児童委員が、それぞれ理事又は監事の次期候補者（この場合において、会長選定市町村からは、次期理事候補者の推薦は、できない。）をそれぞれの市町村から1人、当該市町村民生委員・児童委員協議会を通じて定時評議員会へ推薦する。

監事候補者については、現監事の過半数の同意を得ておく。

- ・ 任期満了の年の4月

会長は、次期の理事候補者として主任児童委員部会部会長1人及び常務理事候補者1人を定時評議員会へ推薦する。

- ・ 任期满了の年の 5 月

(会長選定理事会閉会后)

- ア この選定理事会において選定された後任の会長が推薦された市町村を含むブロックの民生委員・児童委員が、当該ブロック内の評議員の内から、理事候補者 1 人を評議員会へ推薦する。この場合において、理事候補者として推薦された者は、評議員を同日付けで辞任する旨の「別紙 2 辞任届」を会長へ提出する。
- イ この選定理事会において選定された後任の会長が推薦された市町村の民生委員・児童委員が、当該市町村から前記アで辞任した評議員の後任の評議員候補者として 1 人を当該市町村民生委員・児童委員協議会を通じて、評議員会へ推薦する。

3 1 及び 2 以外で、評議員、理事又は監事が任期中に辞任した場合

(1) 会長、副会長又は常務理事の辞任がないとき

- ・ 辞任する評議員、理事又は監事は、「別紙 2 辞任届」を会長へ提出する。
- ・ その者が推薦された市町村の民生委員・児童委員が、それぞれの補欠候補者を当該市町村民生委員・児童委員協議会を通じて評議員会へ推薦する。その者が監事であった場合の補欠候補者については、現監事の過半数の同意を得た後、補欠候補者とする。

(2) 会長、副会長又は常務理事が退任したとき

2 に準じて、推薦を行う。

B 評議員、理事及び監事の選任並びに会長、副会長及び常務理事の選定

I 選任及び選定区分は、「別表 評議員、理事及び監事選任・選定区分」のとおりとする。

II 選任及び選定方法

1 一斉改選の年の翌年 1 月に補欠選任及び選定を行う場合

(1) 一斉改選の年の翌年 1 月

a 会長、副会長及び常務理事の辞任がないとき

評議員会を開催

【評議員会】

- ・ 議長は、東西南北各ブロックの代表民生委員・児童委員の名で、及び会長の名で評議員会へ評議員、理事又は監事の補欠候補者が推薦された旨報告する。
- ・ 評議員、理事及び監事の補欠候補者について選任決議をして、閉会する。

b 副会長又は常務理事の辞任があるとき

評議員会及び理事会を開催

- ・ 会長は、市町村民児協会長会議において推薦された理事及び監事の補欠候補者並びに変更がない理事及び監事には、あらかじめ評議員会の会場への出席を依頼しておく。議場の後の席に着席する。

【評議員会】

- ・ 議長は、東西南北各ブロックの代表民生委員・児童委員の名で、及び会長の名で評議員会へ評議員、理事又は監事の補欠候補者が推薦された旨報告する。
- ・ 評議員、理事又は監事の補欠候補者について選任決議をする。

(評議員会を一時休会とする。)

【理事会】

- ・ 会長は、議場にいる補欠選任された理事及び監事並びに変更がない理事及び監事の全員に理事会を開催したい旨発言し、それらの者全員の同意を得た上で、定款第25条の規定により、理事会を開催する旨口頭で通知する。1人でも欠けた場合は、翌週等別の日に理事会を開催して、副会長又は常務理事の選定を行う。
- ・ 理事会の会議において、副会長又は常務理事の選定をする。

(評議員会を再開する。)

【評議員会】

- ・ 会長は、副会長又は常務理事の選定を報告する。

c 会長の辞任があるとき

評議員会及び理事会を開催

- ・ 会長は、市町村民児協会長会議において推薦された理事及び監事の補欠候補者並びに変更がない理事及び監事には、あらかじめ評議員会の会場への出席を依頼しておく。議場の後の席に着席する。

【評議員会】

- ・ 議長は、東西南北各ブロックの代表民生委員・児童委員の名で、及び会長の名で評議員会へ評議員、理事及び監事の補欠候補者が推薦された旨報告する。
- ・ 評議員、理事及び監事の補欠候補者について選任決議をする。

(評議員会を一時休会とする。)

【理事会】

- ・ 会長は、議場にいる補欠選任された理事及び監事並びに変更がない理事及び監事の全員に理事会を開催したい旨発言し、それらの者全員の同意を得た上で、定款第22条第5項の規定により、理事会を開催する旨口頭で通知する。1人でも欠けた場合は、翌週等別の日に理事会を開催して、会長等の選定を行う。
- ・ 後任の会長等を選定する。

(評議員会を再開する。)

- ・ 会長は、後任の会長の選定結果を報告する。
- ・ 後任の会長は、就任あいさつをする。
- ・ 議長は、選定された後任の会長が推薦されたブロックの民生委員・児童委員から理事の補欠候補者として1人推薦された旨報告し、その者について選任決議をして、閉会する。

d 会長は、前記 a、b 又は c により補欠選任された評議員、理事又は監事に「別紙3 就任承諾書」及び「別紙6 確認書」の提出を求める。

また、前記 c の理事会により選定された会長に印鑑証明書を添えた「別紙5 会長就任承諾書」の提出を求める。

(2) 一斉改選の年の翌年3月（1月に会長の選定があった場合）

評議員会を開催

【評議員会】

- ・ 選定された後任の会長が推薦された市町村の民生委員・児童委員から評議員会へ推薦された評議員の補欠候補者1人について選任決議をする。
- ・ 会長は、この評議員会の決議により補欠選任された評議員に「別紙3 就任承諾書」及び「別紙6 確認書」の提出を求める。

2 任期満了に伴い選任及び選定を行う場合

(1) 任期満了の年の5月

定時評議員会及び理事会を開催

決算及び事業報告の承認決議等をする理事会閉会后、2週間以上空けて、定時評議員会を開催する。

この定時評議員会における選任決議及びその閉会后の理事会における選定決議は、次の各場合に依りて行う。

a 会長に変更がないとき（副会長又は常務理事に変更があるときを含む。）

【定時評議員会】

- ・ 会長は、市町村の民生委員・児童委員から推薦された次期の理事候補者及び監事候補者には、あらかじめ定時評議員会の会場への出席を依頼しておく。依頼された者は、議場の後に着席する。
- ・ 議長は、各市町村の民生委員・児童委員の名で、及び会長の名で、定時評議員会へ評議員、理事及び監事の候補者が推薦された旨報告する。
- ・ 次期の評議員、理事及び監事候補者につき選任決議をして、閉会する。

【理事会】

- ・ 会長は、上記の定時評議員会で選任された理事及び監事の全員に理事会を開催したい旨発言し、それらの者の全員の同意を得た上で、定款第22条第5項の規定により、理事会を開催す

る旨口頭で通知する。

1人でも欠けた場合は、翌週以降に理事会を開催して、会長等の選定等を行う。

- ・ 議長は、理事の互選により選任する。
- ・ 会長、副会長及び常務理事を選定して、閉会する。

b 会長に変更があるとき

- ・ 会長は、市町村の民生委員・児童委員から推薦された次期の理事候補者及び監事候補者には、あらかじめ定時評議員会の会場への出席を依頼しておく。依頼された者は、議場の後に着席する。

【定時評議員会】

- ・ 議長は、各市町村の民生委員・児童委員の名で、及び会長の名で、定時評議員会へ次期の評議員、理事及び監事の候補者が推薦された旨報告する。
- ・ 次期の評議員、理事及び監事候補者につき選任決議をして、閉会する。

【理事会】

- ・ 会長は、上記の定時評議員会で選任された理事及び監事全員に理事会を開催したい旨発言し、それらの理事及び監事の全員の同意を得た上で、定款第22条第5項の規定により、理事会を開催する旨口頭で通知する。

1人でも欠けた場合は、翌週以降に理事会を開催して、会長等の選定等を行う。

- ・ 議長は、理事の互選により選任する。
- ・ 会長、副会長及び常務理事の選定をする。

c 会長は、前記 a 又は b により選任された評議員、理事及び監事に「別紙4 就任承諾書」及び「別紙6 確認書」の提出を求める。

また、前記 a 又は b により選定された会長に、印鑑証明書を添えた「別紙5 会長就任承諾書」の提出を求める。

(2) 任期満了の年の7月又は8月

評議員会を開催

【評議員会】

a 評議員会において、理事1人（任期は、選任のときから）及び評議員1人（任期は、前記（1）bの理事会閉会後にAのⅡ第2項第2号アの規定により、理事候補者となるために辞任した評議員の残任期間）を選任する。

b 会長は、前記 a により選任された理事及び評議員に「別紙3 就任承諾書」及び「別紙6 確認書」の提出を求める。

3 1 及び 2 以外で任期中に辞任したことによる選任及び選定を行う場合

(1) 会長、副会長又は常務理事の辞任がないとき評議員会を開催
【評議員会】

a 議長は、市町村の民生委員・児童委員の名で、評議員会へ補欠候補者が推薦された旨報告する。

b 補欠候補者について選任決議をする。

c 会長は、前記 b で選任された者に「別紙 3 就任承諾書」及び「別紙 6 確認書」の提出を求める。

(2) 会長、副会長又は常務理事の辞任があるとき
2 に準じて、選任及び選定を行う。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 45 条の規定による埼玉県知事の認可を受け、同法第 121 条第 1 項で準用する第 106 条第 1 項の規定による登記をした日（登記日：平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 事業年度に関する定時評議員会の終結のときから施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 18 日一部改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 24 日一部改正し、平成 30 年 5 月に開催する定時評議員会から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。

別表

評議員、理事及び監事選任・選定区分

区 分	東 部 ブロック	西 部 ブロック	南 部 ブロック	北 部 ブロック	主任児童 委員部会
会 長 (理事) (1 人)	理事会の決議により、理事の中から 全県区域より 1 人				
副会長 (理事) (4 人)	理事会の決議により、理事の中から 各ブロックより 1 人				
	1 人	1 人	1 人	1 人	
理 事 (1 7 人 <u>以</u> <u>内</u>)	評議員会の決議により合計 1 7 人 <u>以内</u>				
	3 人	3 人	4 人	3 人	1 人 (部会長)
	会長が選定されたブロックに 1 人加える。 全県区域より 1 人（常務理事）				
評 議 員 4 4 人以上 4 8 人以内	評議員会の決議により、全県区域より 4 4 人以上 4 8 人以内 ただし、会長選定市町村の区域にあって は、当該区域より 1 人加える。				
監 事 (3 人)	評議員会の決議により全県区域より 3 人				
備 考					

一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の主たる事務所を、埼玉県さいたま市浦和区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、民生委員・児童委員の自主活動の充実進展を図るとともに、広く、地域・社会福祉の増進に奇与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生活困難者等に対する生活相談等民生委員・児童委員の活動を推進する事業
- (2) 民生委員・児童委員協議会の育成指導
- (3) 民生委員・児童委員活動に関する調査、研究及び連絡調整
- (4) 共同募金事業への協力
- (5) 民生委員・児童委員の互助共励に関する事業
- (6) 弔慰事業
- (7) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(会員)

第5条 この法人は、埼玉県内の民生委員・児童委員（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定された指定都市の民生委員・児童委員を除く。）をもって会員とする。

2 会員は、この法人の運営に要する経費について所定の会費を拠出するものとする。

3 会費に関する規程は、評議員会の決議により別に定める。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会が決議したものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び処分)

第7条 基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむをえない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 清算をする場合において、この法人の残余財産は、この法人と類似の目的を持つ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人に寄付しなければならない、分配することができない。

4 前項に規定する法人は、評議員会の決議により定めるものとする。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第9条 この法人の事業計画書並びに収支予算書及びその内訳表は、毎事業年度開始の日の前日までに会長において作成し、理事会の承認を経た上で、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告書並びに計算書類及びこれらの附属明細書並びに財産目録は、毎事業年度終了後3箇月以内に会長において作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会の承認を得なければならない。

2 会計の決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、その剰余金を分配することができない。ただし、必要な場合には、理事会の決議を得て、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(貸借対照表の公告)

第11条 前条の計算書類のうち貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく第47条の規定により公告しなければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 17人以内

(2) 監事 3人

2 理事のうち1人を会長、4人を副会長、1人を常務理事とする。

3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の代表理事とし、同項の常務理事を法人法第197条で準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の資格)

第14条 法人法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

2 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得なければならない。

4 各理事及び各理事の配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第2条の2で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 役員は、再任されることができる。

(役員の職務)

第 16 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長の業務執行を補佐する。

4 監事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第 17 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が欠けた場合又は第 13 条に規定する定数に足りなくなった場合は、辞任し、又は任期の満了により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利及び義務を有する。

4 会長が欠けた場合は、辞任し、又は任期の満了により退任した会長は、新たに選任された会長（法人法第 197 条で準用する第 79 条第 2 項に規定する一時代表理事の職務を行う者を含む。）が就任するまで、なお会長としての権利及び義務を有する。

(役員の報酬等)

第 18 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給に関する規程に従って報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の解任)

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

第 4 章 理事会

(設置)

第 20 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事で組織する。

3 理事会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

(権限)

第 21 条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員会の招集に関する事項
- (2) 理事のうちから、会長、副会長及び常務理事を選定し、及びその解職をすること
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書並びに事業報告書、収支計算書、財務諸表に対する注記及び財産目録の承認
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 多額の借財の決定
- (7) 重要な使用人の選任及び解任
- (8) 重要な組織の設置、変更又は廃止
- (9) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制等この法人の業務の適正を確保するためにする一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 14 条に規定する体制の整備
- (10) その他この法人の業務の執行に関する事項
（招集）

第 22 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、法人法第 100 条に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事会を招集するには、会長は、理事会の日の 4 日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項及び日時並びに場所その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は、同項に規定する手続きを経ることなく開催することができる。

（定足数）

第 23 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

（決議）

第 24 条 理事会の決議は、前条に規定する出席理事の過半数の同意をもって決する。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（決議の省略）

第 25 条 会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（その事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員がその提案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第 26 条 理事会の議事については、法人法第 197 条において準用する第 95 条の規定に基づき、会長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 評議員

(定数)

第27条 この法人に評議員44人以上48人以内を置く。

(評議員の資格)

第28条 法人法第65条第1項に規定する者は、評議員となることができない。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(選任及び解任)

第29条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の任期)

第30条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員が欠けた場合又は第27条に規定する定数に足りなくなった場合は、辞任し、又は任期の満了により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利及び義務を有する。

(報酬等)

第31条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 評議員会

(設置)

第32条 この法人に評議員会を設置する。

2 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は毎事業年度終了後3箇月以内に1回、臨時評議員会は必要に応じ随時招集する。

3 評議員会は、全ての評議員で組織する。

4 評議員会の会議の議長は、出席した議決に加わることができる評議員の中から互選により選任する。

(権限)

第33条 評議員会は、次の事項に限り決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任

(2) 常勤の役員に対する報酬等に関すること。

(3) 理事、監事及び評議員並びに顧問及び参与に対する費用の支払いに関すること。

(4) 総評議員の同意による法人法第198条で準用する第111条に規定する役員又は評議員の損害賠償責任の免除

(5) 法人法第198条で準用する第113条に規定する役員の責任の一部免除

(6) 定款の変更

(7) 事業計画書及び収支予算書の承認

(8) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書並びに事業報告書、収支計算書、財務諸表に対する注記及び財産目録の承認

- (9) 事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 合併
- (11) 解散及び継続
- (12) 清算する場合におけるこの法人の残余財産の処分
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 評議員会は、前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、あらかじめ次条第4項の規定により評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することができない。

(招集)

第34条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 第1項の理事会においては、次の事項を決議しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項（当該事項が役員の選任、役員の報酬等、事業の全部若しくは一部の譲渡、定款の変更又は合併のいずれかである場合は、その議案の概要（確定していないときはその旨）を含む。）

4 会長は、評議員会の日の4日前までに、前項各号に掲げる事項を記載した文書により招集の通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、評議員会は、同項に規定する手続きを経ることなく開催することができる。

(定足数)

第35条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(決議)

第36条 評議員会の決議は、前条に規定する出席評議員の過半数の同意をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 合併
- (2) 事業の全部又は一部の譲渡
- (3) 解散又は継続

4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 理事及び監事並びに評議員を選任する議案を決議する場合は、各候補者ごとに第1

項の決議をしなければならない。ただし、議長が出席評議員全員の同意を得た場合は、当該議案を一括して決議することができる。

(決議の省略)

第 37 条 会長が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、評議員（その事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員がその提案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 評議員会の議事については、法人法第 193 条の規定に基づき、会長は、議事録を作成しなければならない。

2 評議員会に出席した会長及び議長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第 7 章 顧問、参与及び相談役並びに事務局

(顧問、参与及び相談役)

第 39 条 この法人に顧問及び参与それぞれ 5 人以内、相談役を若干名置くことができる。

2 顧問、参与及び相談役は、評議員会の推薦によって会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は重要な事項について会長の諮問に応え、参与は会議に参画して、意見を述べる。

4 相談役は、副会長であった者の中から推薦する。

5 顧問、参与及び相談役は、無報酬とする。ただし、顧問、参与及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(事務局)

第 40 条 この法人の会務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局に関する規程は、会長が別に定める。

第 8 章 部会及び専門委員会

(部会及び専門委員会)

第 41 条 この法人の事業を運営するため部会を設け、さらに必要あるときは専門委員会を設けることができる。

2 部会及び専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 9 章 定款の変更、合併、事業の譲渡及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 法人法第 200 条第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定は、第 3 条及び第 29 条の規定についても適用する。第 4 条の規定についても同様とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定はこれを変更することができない。

【4月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18 正副会長会議 団体交流室1・2	19	20
21	22	23	24	25 監事会	26	27
28	29	30				

【5月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9 県大会準備委員会 理事会	10	11
12	13	14 県大会準備委員会 (予備) 理事会 (予備)	15	16 正副会長会議	17	18
19	20	21 県社協監事会	22	23	24	25
26	27 県外 候補	28	29	30	31	
			県社協理事会			

【6月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
					県社協評議員会	
16	17	18	19	20 正副会長会議	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

【7月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11 正副会長会議 第185回理事会 県大会準備委員会	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25 第173回評議員会	26	27
28	29	30	31			

【8月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15 正副会長会議	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28 係員説明？	29	30	31

【9月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5 県大会 埼玉会館大ホール	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19 正副会長会議	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

【10月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17 正副会長会議	18	19
20	21	22	23	24	25	26
					県社協監事会	
27	28	29	30 第186回理事会	31 埼玉県社会福祉大会		

【11月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12 第174回評議員会	13	14 正副会長会議	15	16
			県社協理事会			
17	18	19	20 全国大会 宮崎県	21 全国大会 宮崎県	22	23
24	25	26	27	28	29	30
			県社協評議員会			

【12月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19 正副会長会議	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

【1月】

2025年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16 正副会長会議	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

【2月】

2025年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20 正副会長会議	21	22
23	24	25	26	27	28	

【3月】

2025年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12 理事会	13	14	15
16	17	18	19 正副会長会議	20	21 県社協理事会	22
23	24	25	26 県社協評議員会	27	28 評議員会	29
30	31					

協議事項（2）

令和6年度県外視察研修について

◆ 令和 6 年度 理事、監事及び評議員県外視察研修について

(1) 目的

理事、監事、評議員が一丸となって埼玉県民児協を運営するため、民生委員・児童委員活動や諸課題について学び、情報共有します。

(2) 内容

① 福祉施設視察、民児協交流、講義、活動の情報交換等

② 理事会の開催

(協議事項) ⇒ 正副会長の選任

③ 定時評議員会の開催

(協議事項) ⇒ ・ 参与の推薦

・ 令和 4 年度 事業報告書・決算書の承認

・ 理事・監事および評議員の選任

※定時評議員会開催は、5/9 理事会から 2 週間以上あける必要がある。

④ 情報交流会

(3) 参加対象者

(1)	理事	16 名	(2)	監事	3 名
(3)	評議員	46 名	(4)	事務局	4 名

(4) 開催時期

候補日 令和 6 年 5 月 27 日 (月)、28 日 (火)

※5 月 29 日 (水) は県社協の理事会。

※事業報告書・決算の承認は県の補助金報告の都合上、5 月中に得る必要がある。

(5) 実施場所

(6) 行程

(7) 参加経費

(案) 宿泊費 20,000 円を及び集合(解散)地と出発地の交通に要する経費

<参考>

【令和元年度まで】

・ 宿泊費の 15,000 円及び集合(解散)と出発地の交通に要する経費等は、派遣者に負担を依頼。

・ その他、経費(バス借上料、昼食代、宿泊費の一部、傷害保険料、交流会費)

【令和 5 年度 全国大会】

・ 派遣者と県民児協の折半

〔視察先（案）〕

① 社会福祉法人浴風会 認知症介護研究研修東京センター

（〒168-0071 東京都杉並区高井戸西 1-12-1）

※令和 4 年 10 月 4 日に実施した研修の一部において、「認知症の人の希望を叶えるヘルプカード」について説明していただきました。

② 令和 7 年度関東ブロック研究協議会の会場〔熊谷文化創造館さくらめいと〕

（〒360-0846 埼玉県熊谷市拾六間 1 1 1 - 1）

大会をより具体的に計画・運営するため、予定している会場の視察。

③ 災害被災地の視察

全国民生委員児童委員連合会において、令和 5 年 5 月に「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【改訂第 4 版】）」を発行。近年の被災地の経験から、地域の実情に即した取り組みや平常時からの対応方針を周知することの重要性等を伝えている。

・平成 23 年 3 月 東日本大震災

※令和 5 年 3 月 11 日に 12 年。福島県いわき市で避難生活が続く双葉町等。

避難生活が長期化することで、単身高齢世帯の避難者の増加、地域生活に溶け込むことが難しい避難者の孤独・孤立などの課題がある。

・平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨災害

※栃木県日光市五十里(いかり)観測所は、昭和 50 年の観測開始以来最多の 24 時間雨量 551 mm を記録し、統計期間が 10 年以上の観測地点のうち 16 地点で、最大 24 時間降水量が観測史上 1 位の値を更新した。

・令和 3 年 7 月 伊豆山土石流災害

※令和 5 年 9 月、災害から 2 年 2 か月経ち、警戒区域が解除された。

< 参考 >

令和元年度までの県外視察研修場所（福祉関係）

令和元年度 社会福祉法人パステル（障害者自立支援）

平成 27 年度 社会福祉法人つるみね福祉会 児童養護施設「つつじが丘学園」

平成 26 年度 社会福祉法人春風会 特別養護老人ホーム「あしたかホーム」

平成 25 年度 東日本大震災被災地における民生委員・児童委員活動について
（講師 大熊町民生児童委員協議会会長）

平成 24 年度 東京臨海広域防災公園

協議事項（3）

令和7年度関東ブロック民生委員児童委員
活動研究協議会について

令和7年度関東ブロック活動研究協議会項目別スケジュール

R5.12.14 現在

対 応 事 項			期日	担当
大項目	中項目	小項目		
全 般	開催日程 参加者数	候補日 開催日確定 見込み 決定		
会 場	候補先調査 決定			
宿泊先	候補先調査 決定			
交流会	参加者選定・決定 アトラクション	候補選定 決 定		
代表者会議	都県・指定都市市民児協 昼食	開催通知発送 手配		
全体会	オープニングセレモニー コーラス隊 記念講演講師 来賓 共催依頼 後援依頼	候補者選定 決定 打ち合わせ 依頼文発送 選定・決定 練習 候補者選定 講演者決定 打ち合わせ 講演講師依頼文発送 来賓選定・決定 出席、祝辞依頼文発送 選定・決定 選定・決定 後援依頼発送		

対 応 事 項			期日	担当
大項目	中項目	小項目		
	基調報告・全社協 前年度開催概要報告・静岡県 次年度開催地・千葉県 要覧 お土産	あいさつ依頼文書発送 あいさつ依頼文書発送 あいさつ依頼文書発送 要覧原稿作成 業者選定 発注 納品 候補の選定 決定 注文 納品		
分科会	分科会協議題 コーディネーター 発表都県市割振り 関係者打合せ会開催案内	選定 決定 選定 決定 依頼文発送 選定・決定 依頼文発送/事例発表者		
広報関係	PR動画 報告書作成			
案内関係	都県・指定都市民児協、全民児連 へ開催案内 運営協力依頼 わがザ-バー参加について	開催通知、開催要項発送 通知 係員打ち合わせ		
庶務関係	定数確認 会費の納入依頼 参加費、宿泊費、交流会費の額 予算・決算			
実行委員会	別紙参照	別紙参照		

令和7年度(第85回) 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会 予算

<収入の部>

項 目		予算額	摘 要		
				@	人数
1 会費		1,528,640			
	1 会費	1,528,640			
	1 会費	1,528,640	関ブ会費	20	76,432
2 参加費		4,125,000			
	1 参加費	4,125,000			
	1 参加費	680,000	参加費/19県市	4,000	170
		1,320,000	埼玉県民生委員	4,000	330
	2情報交流会費	1,445,000	本県以外参加者	8,500	170
		680,000	本県参加者(来賓含む)	8,500	80
3 補助金		950,000			
	1 補助金	950,000			
	1 全民児連補助金	950,000	関東ブ/19県市	50,000	19
	2 埼玉県補助金	0			
	3 ●●補助金	0			
4 負担金		0			
	1 負担金	0			
	1 埼玉県民児協負担金	0			
合計		6,603,640			

令和5年度人数

令和5年度
と同額

62市町村民生
委員参加者
(仮定人数)

飲み物含まず

//

収入見込 6,603,640

支出見込 7,643,640

▲ 1,040,000

※宿泊代はホテルに直接支払う

R5.11.15 現在

<支出の部>

項 目	予算額	摘 要				
			@	人数	計	備 考
1 事業費						
代表者会議		会場費	40,920	1	40,920	音響設備等含む
		代表者会議弁当代	2,500	40	100,000	
		ペットボトルお茶	160	40	6,400	
		コーヒー代	400	40	16,000	
		その他			0	
全体会		全体会会場費	171,400	1	171,400	音響設備等含む
		本部/事務局控室	4,560	1	4,560	楽屋3
		講師控室	1,090	1	1,090	楽屋1
		来賓控室	0	1	0	スタッフルーム
		スタッフ控室	7,230	1	7,230	楽屋5
		コーラス隊控室	2,040	1	2,040	楽屋4
		スタッフ昼食代	2,000	100	200,000	お茶代含む
		ペットボトルお茶	160	500	80,000	参加人数分
		看板	150,000	1	150,000	舞台・入口
		生花	25,000	1	25,000	
		来賓コーヒー代	400	10	4,000	
		お土産代	1,500	500	750,000	お土産A・B・手提げ袋
		その他			0	
交流会費		情報交流会費	8,500	250	2,125,000	飲み物含まず
		看板	50,000	2	100,000	
		アトラクション	100,000	1	100,000	
		その他			0	
分科会		前日打ち合わせ会場	15,000	4	60,000	4部屋
		コーディネーター謝金	50,000	4	200,000	4人/交通費含む
		分科会発表者謝金	5,000	16	80,000	16人/諸税含む
		当日会場費	50,000	4	200,000	4部屋
		音響設備費	30,000	4	120,000	スクリーン・プロジェクター
		スタッフ昼食代	2,000	50	100,000	
		その他			0	
実行委員会		旅費			0	
		会場費			0	
		食料費			0	
		その他			0	
印刷費		本資料	1,500	500	750,000	
		報告書	1,500	500	750,000	
		その他			0	
広告宣伝費		PR動画作成費	100,000	1	100,000	
		その他			0	
通信運搬費		発送費	100,000	1	100,000	報告書等
宿泊費・交流会費		県民児協負担分	20,000	15	300,000	役職員・講師
業務委託費		バス代	150,000	6	900,000	送迎用/2日間
雑 費		写真代等	100,000	1	100,000	
合計	0				7,643,640	

御 見 積 書

一般財団法人 埼玉県民生委員
児童委員協議会 御中

下記の通り御見積申し上げます。
見 積 提 出 日 2023年11月15日
有 効 期 限
精 算 方 法 規定通り

作成日 2023年11月15日
登録番号 T9030001104994

株式会社 ヘリテージリゾート
〒360-0103 埼玉県熊谷市小江川1228
TEL 048 (536) 1212代表
FAX 048 (536) 0887

担当 真下 豊

¥6,690,750※

所 属 長 担 当

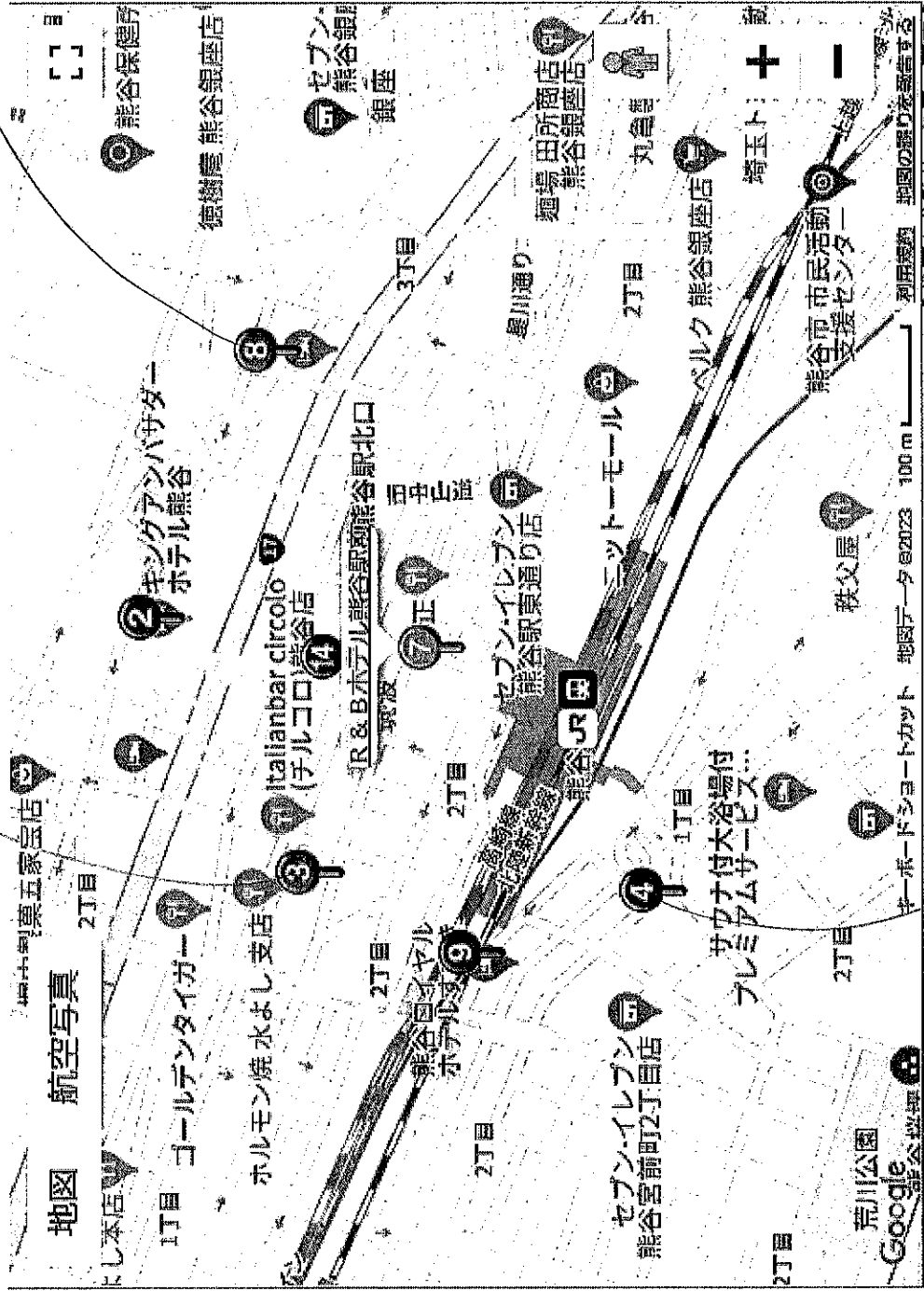
NO	摘 要	数 量	単 価	金 額	税 率	備 考
1	■2025年7月10日（木）					
2	ご宿泊代(1泊朝食)	250 名	10,000	2,500,000	10%	・お部屋タイプお任せ
3	ご宴席料理代	250 名	7,700	1,925,000	10%	・
4	飲み放題	250 名	2,750	687,500	10%	・120分
5	内容：瓶ビール(アサヒ中瓶)・焼酎・熱燗・ウィスキー・炭酸水・オレンジ・烏龍茶・コーラ					
6	ワイン・冷酒は別でのご案内となります。					
7	四季の湯温泉入浴料	250 名	500	125,000	10%	
8	本部室代(55m2)	1 会場	20,000	20,000	10%	
9	会議室代	4 会場	15,000	60,000	10%	・17:00～18:00
10	プロジェクター代	4 台	20,000	80,000	10%	
11	スクリーン代	4 台	3,000	12,000	10%	
12	マイク代	1 本	1,000	1,000	10%	
13	ホワイトボード代	1 枚	1,500	1,500	10%	
14	送迎バス代 大型バス（55人乗車）	1 台	50,000	50,000	10%	・熊谷駅南口→さくらめいと
15	送迎バス代 大型バス（55人乗車）	1 台	50,000	50,000	10%	・さくらめいと→ホテル
16	看板代	1 式	50,000	50,000	10%	・懇親会会場
17	看板代	1 式	30,000	30,000	10%	・ホテル入口
18	■2025年7月11日（金）					
19	ご朝食代	250 名		上記プラン内		
20	会議室代（560m2 100名収容）	1 会場	150,000	150,000	10%	・9:00～12:00
21	会議室代（180m2 100名収容）	3 会場	50,000	150,000	10%	・9:00～12:00
22	プロジェクター代	4 台	20,000	80,000	10%	
23	スクリーン代	4 台	3,000	12,000	10%	
24	マイク代	2 本	1,000	2,000	10%	
25	送迎バス代 大型バス（55人乗車）	1 枚	1,500	1,500	10%	
26	ペットボトル代	250 本	180	45,000	10%	各文化会場へ
27	送迎バス代	1 台	50,000	50,000	10%	・ホテル→熊谷駅南口
28	※バス代に付きましては、2023年度のご料金ですので変更になる場合がございます。					
29	■館内は全て禁煙です。（喫煙スペースは屋外にあります。）					
30	■お泊りのお部屋のルームキーは、各部屋1本シリンダー形式となっております。					
31	■お泊りのお部屋の冷蔵庫は空・セーフティーボックスはございません。					
32						
33	小 計			6,082,500		
34	消費税（10%）			608,250	10%	
35	消費税（8%）			0	8%	
	合 計			6,690,750		

キャンセル規定

- ・全面キャンセルの場合はご予約日より30日前迄お見積りの30% 29日～前日まで50% 当日100%になります
- ・人数変更等のキャンセル料は、10日前から発生いたします。（対象は 宿泊代・お食事代となります）
 - ・前々日まで30% ・前日50% ・当日100%

トホスル熊谷

スロイドノ熊谷



スロイドノ熊谷

令和7年度関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会

実行委員会（案）2

□ 実行委員会

1 役割 本活動研究協議会の企画・運営・管理を行う

2 構成員 本会理事 16名

3 実行委員会の開催

1) 第1回実行委員会

協議事項

- (1) 日時・会場・参加者
- (2) 全体スケジュール
- (3) 埼玉県の民生委員・児童委員参加者

2) 第2回実行委員会

協議事項

- (1) 開催要綱（案）
 - ・記念講演
 - ・分科会
 - ・アトラクション
 - ・コーラス隊
 - ・記念品
- (2) 収支予算（案）

3) 第3回実行委員会

協議事項

- (1) 本協議会の運営

4) 第4回実行委員会

- (1) 収支決算（案）

令和7年度関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会 全体スケジュール(案) 2

対 応 事 項			期日	担当
大項目	中項目	小項目		
実行委員会	役割・構成員	決定	R5. 12. 14	正副会長会議
		理事会・評議員会へ報告	R6. 3	事務局
	第1回実行委員会	日時・場所・参加者の決定	R6. 4	実行委員会
		全体スケジュール		
		埼玉県民生委員の参加者		
	第2回実行委員会	開催要綱の決定	R6. 11	実行委員会
		収支予算の決定	R6. 11	
	第3回実行委員会	本協議会の運営	R7. 4	実行委員会
	第4回実行委員会	収支決算の決定	R8. 3	
全 般	開催期日	候補日	R5. 12. 14	正副会長会議
		開催日の確定	R6. 4	実行委員会
	参加者数	見込み	R5. 12. 14	正副会長会議
		決定	R6. 4	実行委員会
会 場	会場	候補地	R5. 12. 14	正副会長会議
		決定	R6. 4	実行委員会
	宿泊先	候補地	R5. 12. 14	正副会長会議
		決定	R6. 4	実行委員会
	送迎バス	業者の決定	R6. 11	実行委員会
代表者会議	昼食	業者の決定	R6. 11	実行委員会
	開催通知	開催通知の発送	R7. 3	事務局
全体会	オープニングセレモニー	候補者の選定	R6. 5	正副会長会議
		決定	R6. 11	実行委員会
		打合せ	R7. 3	事務局
		依頼文の発送	R6. 11	事務局
	コーラス隊	候補者の選定	R6. 5	正副会長会議
		決定	R6. 11	実行委員会
		練習	R7. 6	コーラス隊
	記念講演講師	候補者の選定	R6. 5	正副会長会議
		決定	R6. 11	実行委員会
		打合せ	R7. 3	事務局
		依頼文の発送	R6. 11	事務局
	基調説明(全社協・民生部)	依頼文の発送	R7. 3	事務局
	前年度開催概要報告(静岡県)	依頼文の発送	R7. 3	事務局
	次年度開催地挨拶(千葉県)	依頼文の発送	R7. 3	事務局
	来賓	選定	R6. 3	正副会長会議
		決定	R6. 4	実行委員会
		依頼文の発送	R6. 11	事務局
	共催・後援	選定	R6. 3	正副会長会議
		決定	R6. 4	実行委員会
		依頼文の発送	R6. 11	事務局
分科会	分科会協議題(本県選定)	選定	R6. 7	正副会長会議
		決定	R6. 11	実行委員会
	コーディネーター(4人)	選定	R6. 7	正副会長会議
		決定	R6. 11	実行委員会
		打合せ	R7. 3	事務局
		依頼文の発送	R6. 11	事務局
	発表都県市割振り	選定	R6. 7	正副会長会議
		決定	R6. 11	実行委員会
		依頼文の発送	R7. 3	事務局
	関係者打合せ会開催案内		R7. 3	事務局

対 応 事 項				期日	担当
大項目	中項目	小項目			
要 覧	要覧の作成	原稿の作成		R7. 4	事務局
		業者の選定		R7. 5	正副会長会議
		発注		R7. 6	事務局
		納品		R7. 6	事務局
お土産	お土産の選定	業者の選定		R7. 5	正副会長会議
		発注		R7. 6	事務局
		納品		R7. 6	事務局
広報関係	P R 動画の作成	原稿の作成		R6. 12	事務局
		業者の選定		R7. 1	正副会長会議
		作成依頼		R7. 2	事務局
		打合せ			
		納品		R7. 5	事務局
	報告書の作成	原稿の作成		R7. 8～	事務局
		業者の選定		R7. 9	正副会長会議
		作成依頼		R7. 10	事務局
		納品		R7. 11	事務局
案内関係	都県・指定都市、全民児連	開催通知、開催要綱の発送		R7. 3	事務局
運営協力	市町村民児協会長、関係機関・団体職員	業務分担、各係の設定		R6. 12	正副会長会議
		係員打合せ		R7. 6	事務局
	オブザーバーの参加				
庶務関係	都県・指定都市、定数の確認	依頼		R7. 3	事務局
	関ブロ会費納入	依頼		R7. 4	事務局
	参加費・宿泊費・交流会費の額	金額の設定		R6. 7	正副会長会議
	予算	予算(案)の作成		R6. 10	正副会長会議
		予算の決定		R6. 11	実行委員会
	決算	決算(案)の作成		R8. 2	正副会長会議
決算の決定		R8. 3	実行委員会		

協議事項（4）

令和6年社会福祉関係者新年賀詞交歓会について

令和 6 年社会福祉関係者新年賀詞交歓会について

- 1 市町村民児協会長の参加
- 2 正副会長及び常務理事の参加

会 長	常務理事	事務局長	次 長	連 帯	示
	牧野			豊田 山崎	

埼社協第3499号
令和5年12月1日

一般財団法人 埼玉県民生委員・児童委員協議会
会長 寺田 治子 様

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長 山 口 宏 樹

令和6年社会福祉関係者新年賀詞交歓会の共催について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、日頃より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では県内の福祉関係者が一堂に会し、新年の祝いと更なる飛躍を祈念するため、標記「新年賀詞交歓会」を下記のとおり開催いたします。

つきましては、業務多忙の折誠に恐縮に存じますが、賀詞交歓会のより一層の盛会を図るため、貴団体の共催をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和6年1月25日（木） 午後6時 ～ 午後7時30分
(受付開始 午後5時30分)
- 2 会 場 ロイヤルパインズホテル浦和 4階 ロイヤルクラウン
埼玉県さいたま市浦和区仲町2-5-1
- 3 主 催 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 社会福祉法人埼玉県共同募金会
一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会 埼玉県地域婦人会連合会
公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会
- 4 共 催 恩賜財団母子愛育会埼玉県支部 特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会
一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会 埼玉縣市町村社協連絡会
埼玉県社会福祉法人経営者協議会 埼玉県社会福祉施設連絡会
- 5 参加対象者 主催・共催団体の役員・評議員等、各市町村社会福祉協議会会長、
各社会福祉法人理事長、各社会福祉施設長、本会会員団体・事業者等
- 6 問い合わせ
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 企画総務課 船越・印南
TEL：048-822-1191 FAX：048-822-3078
Email:somu@fukushi-saitama.or.jp

各市町村民生委員・児童委員協議会 会長 様

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会 長 山 口 宏 樹

令和6年社会福祉関係者新年賀詞交歓会の開催について（御案内）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、社会福祉活動の推進につきましては、日頃、格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、標記賀詞交歓会を下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、新年早々御多忙のことと存じますが、御出席賜りますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和6年1月25日（木） 午後6時 ～ 午後7時30分
(受付開始 午後5時30分)
- 2 会 場 ロイヤルパインズホテル浦和 4階 ロイヤルクラウン
埼玉県さいたま市浦和区仲町2-5-1（※会場案内図参照）
- 3 主 催 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 社会福祉法人埼玉県共同募金会
一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会 埼玉県地域婦人会連合会
公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会
- 4 共 催 恩賜財団母子愛育会埼玉県支部 特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会
一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会 埼玉縣市町村社協連絡会
埼玉県社会福祉法人経営者協議会 埼玉県社会福祉施設連絡会
- 5 参加対象者 (1) 主催・共催団体の役員・評議員等
(2) 各市町村社会福祉協議会会長
(3) 各社会福祉法人理事長
(4) 各社会福祉施設長
(5) 福祉系大学、短大、専門学校関係者
(6) 県社会福祉協議会会員団体・事業者等
- 6 会 費 お一人 10,000円

※裏面に続きます

報告事項（1）

次回開催および今後の予定について

【12月】

2023年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
					1 広報部会（D編集） 会議室3/10：00～ 眞矢・健康診断	2
3	4 正副案打合せ 13：00～	5	6 第170回評議員会 14：00～/セミナー	7 地区民児協支援部会 14：00～/会3.4 全国主任研修/幕張→	8	9
10	11	12 広報部会（全体） 会議室1・2/10：00～	13	14 正副会長会議 15：00～ 団交1.2	15 事務局打合せ 午前	16
17	18	19 広報部会（D校正） 会議室1/10：00～ 県社協貸付	20	21	22	23
24	25 研修部会（正副） 団交1/13：30～	26	27	28	29	30
31						

【1月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18 正副会長会議 団交1.2	19 事務局打合せ 午前 県社協貸付	20
21	22	23 研修部会（全体） 会2/13：30～	24 主任児童委員部会 分科会1・14時 会議室2	25 新年賀詞交歓会 18：00～ロイヤルパインズ さいたま市大会 会長	26	27
28	29	30	31 主任児童委員部会 分科会②10：30 分科会②③13：30 多目的実習室	民生委員大学1/31～2/2		

【2月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				1/31～民生委員大学→		
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15 正副会長会議 団交1.2 保護司連絡会 13:30	16 事務局打合せ 午前	17
18	19	20	21	22	23	24
		県社協貸付				
25	26 相模原市視察研修	27	28	29		

【3月】

2024年

〈埼玉県民生委員・児童委員協議会〉

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12 正副会長会議 団交1.2	13 事務局打合せ 午前	14	15	16
17	18	19 理事会 AM 県社協貸付	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29 第171回評議員会	30
31						

埼玉県民生委員・児童委員協議会 予定表

(※変更となる場合があります。)

令和 5 年 12 月 7 日現在

1. 理事会 ※ 必要に応じて随時開催します。

第 182 回理事会 令和 6 年 3 月 19 日 14 : 00～

2. 研修部会視察研修

相模原市 令和 6 年 2 月 26 日